

# 配偶者暴力防止法が改正されました

## 「配偶者からの暴力で悩んでいる方へ」

保護命令の対象を子供や離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2か月に延長するなど、柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

### 改正の主な内容

- ・「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- ・保護命令制度の拡充
- ・離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする。
- ・被害者と同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする。

### 対象とする。

- ・退去命令の期間を2か月に拡大する。
- ・退去命令についても再度の申し立てを可能とする。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。

(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)

問い合わせ  
地域協働課 ☎内線266

# 防犯対策にご協力を

## 「年末・年始を安全に」

警察では、「路上強盗」「ひったくり」、「空き巣」などの街頭犯罪を抑止し、犯人を検挙するため「街頭犯罪等抑止・検挙特別対策」を行っています。

制服警官の街頭パトロールや「声かけ活動」により犯罪抑止に努めています。

不審者、不審な車を見た  
犯罪を見た、聞いた  
などお気づきの点がありま

「年末・年始を安全に」  
したら、情報提供に協力をお願いします。



問い合わせ  
大磯警察署生活安全課  
☎(72)0110

### 10分〜数時間後

・消火、救出活動

### 3日後くらい

- ・生活必需品は家庭での備蓄でまかなう
- ・災害情報、被害情報の収集
- ・壊れた家には入らない
- ・引き続き余震に注意

### 避難生活

- ・集団生活のルールを守る
- ・助け合いの心で

### 避難場所とは？

津波の危険を感じたら

すみやかに、高台へ

津波は1度とは限りませんので、注意報や警報が解除されるまで海岸には近づかない。

地震の延焼火災等から身を守るには

### 広域避難場所へ

津波の場合や、地震が発生したからといって、すぐに避難する場所ではありません。

被災によって自宅等で生活できない方は

### 指定避難所へ

家庭での生活と違い、集団での生活です。みんなで助け合っ

て生活しましょう。  
問い合わせ  
防災対策担当 ☎内線241

# 広域避難場所 指定避難所

